

早稲田大学大学院法学研究科

2017年2月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「刑事責任能力論の再構成—裁判実務における
判断場面を見据えた実体論構築の試み—」

申請者氏名 竹川 俊也

| | | | |
|----|---------|--------------|------|
| 主査 | 早稲田大学教授 | 博士（法学）（立教大学） | 松澤伸 |
| | 早稲田大学教授 | | 川上拓一 |
| | 早稲田大学教授 | 法学博士（早稲田大学） | 高橋則夫 |
| | 早稲田大学教授 | 博士（法学）（広島大学） | 甲斐克則 |

竹川俊也氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学法学研究科博士後期課程学生 竹川俊也氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2016年10月24日、その論文「刑事責任能力論の再構成—裁判実務における判断場面を見据えた実体論構築の試み—」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、本論文を審査してきたが、2017年1月26日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

1 本論文の目的・問題意識・構成

(1) 目的・問題意識

本論文は、比較法的・専門領域横断的な分析を組み合わせることにより、裁判実務においても援用可能な責任能力の理論枠組みを提示することを目的としている。

従来、わが国の判例・学説は、責任能力の判断基準として、「精神の障害」（生物学的要素）と弁識・制御能力（心理学的要素）を併せて考慮する混合的方法を採用してきた。そして、近時の学説は、「精神の障害」を医学的な疾患概念とは区別された法的概念として再構成しつつ、心理学的要素のうち「弁識能力」を違法性の認識可能性として、「制御能力」をその違法性の認識に従って行為を思いとどまる可能性として位置づけている。一方、裁判実務においては、裁判員制度の導入を契機に責任能力の認定手法を確立しようとする試みが看取されるが、刑法学説における責任能力論が裁判実務からの理論的要請に十分な形で答えられているかは疑問である。というのも、従来の責任能力論は、責任能力基準の構築に際して体系的整合性を優先し、各要件で論じられるべき実体について、責任能力の実際の判断場面を見据えた形で考慮してこなかったからである。ここにいう「責任能力の実際の判断場面」の問題は、①責任能力判断における精神鑑定人の役割論と、②責任能力に関する事実認定論の問題に分けられる。本論文は、①の点について、現実の裁判手続における精神鑑定人の役割を加味した刑事訴訟法領域の議論を考慮に入れることで、また、②の点について、刑法学説における責任能力基準（実体論）と裁判実務における認定手法（認定論）の齟齬に着目し、従来の議論が本当に正しかったのか、検討を加えることで、問題の解決を試みている。

(2) 構成

本論文は4部構成をとっている。第1部では、責任能力判断における精神鑑定人の役割が明確にされる。具体的には、精神鑑定の特殊性を念頭に置きながら、精神鑑定人による「心神喪失」、「心神耗弱」、ないし「完全責任能力」といった言語表現に焦点を当て、この種の法的概念を含んだ鑑定意見が制限されるべきか否か、制限されるとすれば、いかなる理論的根拠から、どのような類型に限って制限が認められるのかにつき分析が行われる。

第2部では、弁識・制御能力の意味内容が明らかにされる。具体的には、「認定上は弁識能力と制御能力が区別されていない」という法曹実務家や精神医学者による指摘を端緒とし、アメリカの責任能力論を参照し、①他行為可能性原理を中心とした責任本質論、およ

び、②責任能力の体系的地位をめぐる議論に検討を加えることで、犯罪論体系の異なるアメリカ法の議論をわが国の解釈論に応用し、弁識・制御能力要件を再構成している。

第3部では、「精神の障害」の意味内容と実体論上の地位に検討が加えられる。具体的には、「精神の障害」を法的見地から構成する通説的立場を前提とした場合に、責任能力判断の第一段階要素として「精神の障害」が何ら役割を果たしていないとの疑問から、純粋な生物学的方法による責任能力基準として知られるダラム・ルールをめぐるアメリカの議論を素材とした検討が行われる。

第4部では、裁判実務における責任能力の認定手法が考察される。具体的には、責任能力が争点となった国内の裁判例91例において、総合的判断方法における各考慮事情が責任能力の評価にいかにか作用しているのかを分析する。これにより、裁判実務における認定基準が本論文の理論枠組みから整合的に説明可能であることを明らかにされ、第3部までに導出した理論枠組みが実用に耐えることが提示される。

2 本論文の内容

(1) 第1部 責任能力判断における精神鑑定人の役割

第1部では、責任能力判断における精神鑑定人の役割が検討される。具体的には、平成19年度司法研究による、「[精神鑑定人が] 責任能力の結論に直結するような形で弁識能力及び統御能力の有無・程度に関して意見を示すことはできるだけ避けるのが望ましい」との提言を契機とし、精神鑑定人による証言範囲の問題に焦点を当てている。この点、精神鑑定人の拘束性を中心に展開されてきた、鑑定人の役割に関する従来の議論枠組みでは、裁判員制度の導入を契機として顕在化した、鑑定人が責任能力の結論部分に言及してよいかという問題を適切な形で考慮できず、新しい分析軸が求められることが指摘される。

本論文は、この問題解決の示唆を得るために、刑事事件において被告人の精神状態に関する専門家証言を制限する、アメリカ連邦証拠規則704条(b)項の立法動向と連邦裁判所における運用状況を分析する。同項のもとで法的結論に直結する意見が制限される根拠は、①事実認定者たる陪審の権限を侵害する可能性が高く、②精神医学の専門性を発揮できない点に求められる。他方で、専門家証言への一律な制限に対しては、責任能力の法的基準を同義語等によって言い換えることにより、あるいは、尋問の内容を仮定的なものとするにより、704条(b)項による制限を実質的に潜脱する方策が訴訟当事者によって展開されている。このように、アメリカでは、精神医学的知見を用いるに足る情報を陪審に与えると同時に、法的判断に至りうる説明を却下することの困難性が認識されつつある。

このことから、本論文は、わが国における精神鑑定人の言及範囲については、心神喪失や心神耗弱、完全責任能力といった法的結論に関する意見は制限されるべきであるとの結論を導いている。刑訴法156条により、(鑑定人を含む)証人の単なる意見は禁止され、とりわけ法的判断の証言は許容されない。責任能力の最終的な判断は裁判所のみが正統に行うものである、とされる。もっとも、精神鑑定人による、「精神障害が被告人の弁識・制御能力に与えた影響」に関する説明は許容されるという。この結論は、弁識・制御能力という心理学的要素も事實的・経験的要素であり鑑定の対象となるとする従来の議論の到達点を前提に、弁識・制御能力についての意見陳述を制限することによる弊害が、許容した場合の弊害に比して大きいという理由(アメリカ法の分析結果)から導かれる。

(2) 第2部 弁識・制御能力要件の再構成

第2部では、責任能力判断の第二段階要素としての弁識・制御能力要件の内実を明らかにされる。平成19年度司法研究は、「実務上、弁識能力と制御能力とを明確に区別した上で、具体的な事実関係を各能力に当てはめて両者を個別的にそれぞれ検討するという運用が定着しているか」というと、必ずしもそうではない」とし、弁識能力と制御能力を分けて判断することの困難性を指摘する。本論文は、この指摘が事実認定上の困難性を明らかにするのみでなく、実体論上の理論枠組みに再検討を迫るインパクトを含むとの考えから、アメリカ法における責任能力論を比較対象とした分析を試みている。責任能力の判断場面における弁識・制御能力の重なり合いの問題は、上記の司法研究のみならず、多くの精神医学者や法曹実務家によって指摘されている。しかし、責任能力と他の責任阻却事由を並行的に理解し、弁識・制御の枠組みを堅持する従来の刑法学説からは、この問題に対して十分な回答を与えることができなかった。

本論文は、この問題解決の示唆を得るため、責任能力基準に関するアメリカの議論に分析を加える。アメリカでは、認識能力のみに基づくマクノートン基準を出発点としながら、制御能力を責任能力基準に含ませるべきか否か、認知能力要件で問題とされるのは文字通りの認識(know)に限られるのか、あるいは、より情緒的な内容を含む弁識(appreciate)まで拡張されるべきかをめぐって、議論が展開されてきた。現在では、制御能力要件を排し、認知能力のみに依拠する責任能力基準が通説としての地位を占めるに至っている。しかし、認知能力要件の内実については、その程度や対象を動かすことによって妥当な結論を導出することの困難性が徐々に認識されつつあるのが現状である。この問題解決のためには、「精神異常者は、道徳的および法的責任能力の通常の基準がもはや適用されないという理由で免責される」という視点への転換が求められる。本論文は、アメリカでのこうした問題意識を共有しつつ、行為者の(合)理性に着目した責任能力基準を構想する論者の見解に検討を加える。これらの論者によれば、責任能力が問題となる場面では、行為を選択するに至った過程が通常の者と異なること——(合)理性を欠いていること——が問題となる。この「(合)理性の欠如」という観点は、責任能力が問題となる場面の全てに妥当し、従来の意味における制御能力要件は、(プロセスに着目することで意味内容が変化させられた)認知能力要件に吸収されるという。そして、本論文は、上記の合理性説をわが国の責任能力論解釈に応用するために、他行為可能性原理をめぐる法哲学領域の議論をも参照しつつ、自由意思と決定論の両立可能論を採用した場合に他行為可能性原理に依拠する必然性は存在せず、責任判断においては他行為可能性の有無ではなく、実際に行われた行為の理由が出発点とされなければならないとの立場を採用する。

上記の比較法的・領域横断的分析をわが国の弁識・制御能力要件の解釈に援用する過程では、責任能力の体系的地位をめぐる議論を概観した上で、ドイツの議論を参考に弁識能力要件の内実を分析する。その結果、責任能力と他の責任要素を平行理解することの限界が明らかとなり、従来の学説の問題性が、個別行為責任の強調と上記の平行理解を一連のものとして捉えてきた点にあることが突き止められる。そして、行為者の心理過程を出発点に、刑法規範が提示する行為理由を理解し、その理由に基づいて自らの行為の妥当性について推論して行為を決定し、その決定に従って行為する能力が問題となることが指摘される。こうして、本論文は、他行為可能性原理の非妥当性や制御能力の判断困難性を考慮した場

合、従来の意味における弁識・制御能力要件は、弁識プロセスに着目することでその意味内容が豊富化された実質的弁識能力に一元化されるという結論に至る。

(3) 第3部 「精神の障害」と刑事責任能力

第3部では、責任能力判断の第一段階要素としての「精神の障害」の意味内容と実体論上の地位が考察される。従来の学説は、「精神の障害」が責任能力の判断場面で果たす役割を考慮せず、混合的方法という旧来的枠組みの中で議論を精緻化してきた点にその問題性があると指摘され、こうした問題意識から、本論文は、純粋な生物学的方法として知られるダラム・ルールに関するアメリカの議論を素材とし、疾患概念をめぐる精神医学領域の議論にも踏み込んだ形で検討を加えている。そして、ダラム・ルールの分析から得られた知見として、①責任能力基準における「精神の障害」は精神医学の疾患概念とは区別された法的概念として理解される必要があること、②精神鑑定人の役割は、事実認定者が「法的に心神喪失とするのに十分な能力低下か」を判断するための手助けであり、法的観点から行為者の精神状態について、医学的な専門知識の及ぶ範囲で意見を述べることに求められること、③「精神の障害」を法的見地から再記述する必要性を認める以上、生物学的要素と心理学的要素の両者を併せて考慮する、混合的方法による責任能力基準の妥当性を再考する必要性が生じること、の三点が挙げられる。

ダラム・ルールに関するアメリカの議論をわが国の「精神の障害」解釈に应用する過程では、精神医学における疾患概念をめぐる議論が概観される。臨床精神医学では、行為者の精神状態を総体的に捉える伝統的精神医学の思考方法と、個別具体的な症状を分析的に捉える現代的精神医学の思考方法が対照的に位置づけられるが、近時では、ある症例の全体像をどのように捉えるべきかという視点を欠く後者の難点を回避するため、(特に精神鑑定では)両者の視点を相補的に用いるべきとの主張が有力である、ということが示され、こうした理解を、刑法学における「精神の障害」の解釈に引きつけて議論する。すなわち、責任能力判断にとって重要なのは、個別の心理状態(精神症状・精神状態像)の提示ではなく、「判断者が捉えた病態と、そこから推論される行為者の精神状態が高い説得力を持って語られること」であり、責任能力論における「精神の障害」の判断基盤は、診断によって精神医学的に評価・解釈された行為者の全体像として理解されるべきであるとされる。

本論文は、引き続いて、上記の意味で理解される「精神の障害」の実体論上の地位を明らかにするために、わが国の刑法学説が「精神の障害」を実体要件として存置する論拠を比較検討し、いずれの立場からも、法的に解釈された「精神の障害」を実体要件として維持した場合には、以下のように何らかの形で不整合が生じるとの帰結を導出する。

第一に、責任能力を他の責任要素(違法性の意識の可能性・適法行為の期待可能性)と区別し、「精神の障害」をメルクマールとする特別な責任阻却事由と解する立場に対しては、責任能力と他の責任要素の平行理解の非妥当性は、弁識・制御能力の意味内容が他の責任要素と異なることに基づくのであり、「精神の障害」という要素を重視することで問題に対処することは、責任能力の実体要件や判断プロセスの明確性が犠牲になる点で妥当でないとの批判が向けられる。第二に、責任能力と他の責任要素の平行理解を認める立場からは、「精神の障害」を医学・心理学と法学の複合概念として理解することで純粋な心理学的方法とは距離を置く考え方や、「精神の障害」の刑法理論上の意義を否定しつつも責任能力判

断の明確化のために実体要件としての「精神の障害」を存置する考え方が提示されているが、「精神の障害」を複合概念と理解しても結局は純粋な法的構成説と帰結に差異は生じ得ず、この意味での「精神の障害」を第一段階要素に存置しても判断の明確化に資するとは考えられないことから、これらの論拠はいずれも説得性を欠いていると批判される。

以上により、本論文は、法的概念として再構成された「精神の障害」を、弁識・制御能力に並ぶ実体要件として維持することはできないとの結論に達することになる。法的概念としての「精神の障害」は、心理学的要素の認定資料に位置づけられる。「精神の障害」を実体要件として認めない本論文の立場からは、この要素に関する従来の学説の不整合性が解消されるのみならず、①弁識・制御能力の内実に関する議論進展（本論文第2部の分析結果）や、②精神鑑定人と裁判所の役割をめぐる議論から得られた帰結（本論文第1部の分析結果）を見据えた場合にも、首尾一貫した説明を提示することが可能となるとされる。

（4）第4部 責任能力の認定手法について

第4部では、第3部までに導出した理論枠組みを検証するために、責任能力が争われた国内の裁判例が総合的に分析される。具体的には、①平成19年度司法研究で取り上げられた裁判例（55例）、および、②同司法研究が公表された以降の公刊物掲載の裁判例（36例）に分析対象を設定したうえで、責任能力判断において重視されている11要素（①犯行当時の病状・精神状態、②幻覚妄想の有無、③動機、④犯行前の生活状況・犯行前の事情、⑤犯行の態様、⑥もともとの人格との関係、⑦犯行後の行動、⑧犯罪性の認識、⑨計画性の有無、⑩記憶の有無、⑪意識障害の有無）が責任能力の評価にどのような形で影響を与えているのかが検討される。特に、責任能力判断においてどの要素が重視されているのか、これらの要素を責任能力の肯定・否定のいずれに評価しているのか、各要素間の相互関連性にも配慮しながら分析することで、裁判実務における責任能力の認定手法を明確にする。

その結果、裁判実務における責任能力の認定手法は、従来の責任能力論における、①「精神の障害」、②弁識能力、③制御能力という3要件から説明できず、矛盾していることが明らかにされる。これに対して、本論文の理論枠組み——弁識・制御能力要件を行為者の弁識プロセスに着目する「実質的弁識能力」へと一元化し、「精神の障害」を責任能力の認定資料に位置づける考え方——からは、幻覚妄想（および動機の了解可能性）を重視し、「精神の障害」に足切りの機能を認めない、裁判実務における責任能力の判断とも親和的な説明を提示することが可能であることが示される。

最後に、「おわりに」として、本論文の結論が要約される。

3 本論文の評価

（1）評価すべき点

本論文は、伝統的な刑法解釈学のテーマのひとつである責任能力論について、アメリカ法に示唆を得ながら、わが国の通説・判例が示してきた責任能力の解釈論に疑問を提示し、裁判実務における責任能力の判断と刑法理論との乖離・矛盾を指摘しつつ、刑事訴訟法学・法哲学・精神医学の領域横断的な分析を経ることで、裁判実務においても援用可能な責任能力の新しい理論枠組みを提示している。本論文がとりあげるアメリカ法は、従来、実務

家による若干の紹介があったものの、研究者による本格的な検討は本論文によって初めて成し遂げられたものであり、ドイツ法を中心とした従来のがわが国における責任能力概念の議論に対して、新風を吹き込むものといえる。

とりわけ、裁判実務における責任能力の認定手法について、従来の責任能力論における①「精神の障害」、②弁識能力、③制御能力という3要件からは説明できず、乖離しているどころか矛盾していることを明らかにしている点は、説得力があるが故に衝撃的でもあり、本論文の学界・実務界へのインパクトは、計り知れないものがある。そうした指摘の上に構築された本論文の理論枠組み、すなわち、弁識・制御能力要件を行為者の弁識プロセスに着目する「実質的弁識能力」へと一元化し、「精神の障害」を責任能力の認定資料に位置づける「実質的責任能力論」は、従来の通説にかわる新たなパラダイムを説得的に提示した点で、極めて有意義なものと評価できる。本論文の見解は、幻覚妄想を重視し、「精神の障害」に足切りの機能を認めない裁判実務における責任能力の判断とも親和的な説明を提示することが可能であるが、実務に精通する審査員から見ても、この見解が実務と十分に整合的であることは、保障できるものである。

また、責任能力の評価にあたっては、裁判員制度導入後にあらわれた最決平成20・6・25刑集62巻5号1559頁をはじめとする判例により、鑑定意見の裁判官の判断に対する拘束の程度が議論されてきたが、その点について、本論文は、アメリカ法の議論を参照しながら一定の基準を提言する点でも有益な視点を提供しており、これについては、本論文の一部として公開された論文についてすでに学界から好意的評価がなされているところでもある(浅田和茂「刑事法学の動き 竹川俊也「刑事責任能力における精神鑑定人の役割(1)(2・完)」法律時報88巻5号130頁以下参照)。

こうして、本論文は、裁判員制度の導入に伴って顕在化した従来の責任能力論の問題点について、斬新な切り口で、ブラック・ボックスとなってきた責任能力判断の過程を白日にさらしつつ徹底分析を加えている点で、近時の学界・実務界の要請にも適うものとして、高い学術的価値が認められる。

(2) 検討が望まれる点

以上のように本論文は高い評価を与えるべきものであるものの、いくつかの点で、さらなる検討が望まれる点もある。

まず、鑑定人の位置づけについてであるが、本論文が参考としているアメリカと日本では、制度それ自体にかなりの相違がある。精神鑑定における鑑定という個別的な議論のみではなく、鑑定制度全体を視野に入れた分析があるとより望ましかったように思われる。また、わが国における精神鑑定人の言及範囲について、心神喪失や心神耗弱、完全責任能力といった法的結論に関する意見は制限されるべきであるという結論について、何らかの規則の制定にまで踏み込んだ提案があってもよかったかもしれない。この点、裁判員制度が導入された際には、刑事訴訟法レベルでの証拠法の規則は修正されず、実務運用に任されているのが現状であるが、将来的に、本論文の趣旨を制度化することを提案していくことも求められよう。

また、精神障害を有する被告人に有罪判決が下される場面——心神耗弱者やそれには至らないが精神障害の影響を受けた被告人の量刑が問題となる場面——において、精神障害

が量刑にいかなる影響を与えるかについての検討や、それらの者に対する具体的な対応についての検討も望まれる。これについては、関連する量刑理論や刑事政策学を含む周辺諸科学の理論的蓄積を踏まえた分析が必要となるが、今後、こうした方向への理論的検討の発展も期待されるところである。

(3) 全体の評価

以上のように、本論文には、いくつかの点で、さらに検討を深めてもらいたい部分があるものの、それは、本論文が到達した地平の先において初めて明らかとなった課題といえるものであり、本論文の価値を高めこそすれ、いささかも減じるものではない。本論文の執筆者は、アメリカ法を用いた重厚な比較法的研究、精神医学・刑事訴訟法学・法哲学といった他分野における研究をふまえた領域横断的研究、裁判実務をおさえた大量の判例研究、そしてそれを総合する伝統的刑法解釈論の手法に基づく理論体系的研究という異なる手法を縦横に駆使しつつ見事にこれを融合させており、その研究能力は極めて高いといえる。執筆者は、観念的な議論にとどまってきた責任能力論の領域において、裁判実務と刑法理論を架橋し、さらにはその理論的発展を期するという困難な課題に立ち向かったものであり、そこで示された到達点は、従来の研究では、まったく得られていなかったものである。本論文により、裁判実務と刑法理論が同じ土俵で議論することための基盤が整備されたと評価できる。本論文は、わが国における責任能力論研究史においても特筆すべき業績であり、将来にわたって長く参照されることが見込まれる出色の研究論文といえることができる。

4 結論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、本論文の執筆者が、課程による博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに価すると認める。

2017年2月2日

| | | | |
|----|---------|--------------|-----------|
| 主査 | 早稲田大学教授 | 博士（法学）（立教大学） | 松澤伸（刑事法） |
| | 早稲田大学教授 | | 川上拓一（刑事法） |
| | 早稲田大学教授 | 法学博士（早稲田大学） | 高橋則夫（刑事法） |
| | 早稲田大学教授 | 博士（法学）（広島大学） | 甲斐克則（刑事法） |

[付記]

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めた
が、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するもの
はないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公表される学位論文は、修正後の
全文で差し支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

- ・ 222頁上から12行目、広島高判平成1年6月26日→広島高判平成1年3月23日
- ・ 222頁下から10行目、心神喪失→心神耗弱
- ・ 224頁下から10行目、最決平成27年5月25日→最判平成27年5月25日
- ・ 225頁上から4行目、殺人未遂、傷害致死→傷害、傷害致死
- ・ 226頁上から2行目、現住建造物等放火、窃盗→現住建造物等放火未遂、窃盗